

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年3月22日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	山西 健一	木田郡三木町大字鹿伏385番地2	令和6年3月12日
〃	久保 薫	木田郡三木町大字平木485番地2	〃
〃	浦川 淳一	高松市亀田町163番地1	〃